（認定）

第十八条　非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年）の所得の額

四～八　（略）

２～４　（略）

（非入所者給与金の額の改定）

第二十条　（略）

２　認定非入所者の属する世帯において、認定非入所者が認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別及び認定非入所者の前年の所得の額（同一の世帯に属する認定非入所者が二人以上である場合にあっては、そのすべての認定非入所者の前年の所得の額を合算した額を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額とする。次条第一項、第二十二条第三項第二号及び第二十三条第一号において同じ。）に応じて、その年の八月から当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の額を改定する。

（非入所者給与金の支給の制限等）

第二十一条　認定非入所者の前年の所得の額が七十五万円を超えるときは、当該金額から七十五万円を減じた額に百分の九十七（当該認定非入所者が、第十五条第二項に規定する加算を受けているときは、百分の百二十四とする。）を乗じて得た額に相当する部分（以下この項において「支給停止相当額」という。）の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が第十五条の規定による非入所者給与金の月額に十二を乗じて得た額以上であるときは、非入所者給与金の全部の支給を停止するものとする。

２　（略）

３　第五条第二項の規定は、第十八条第一項第三号、前条第二項、第一項、次条第三項第二号及び第二十三条第一号の所得の額の算定について準用する。

（届出）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　認定非入所者の前年の所得の額

三・四　（略）

４～６　（略）

（支給停止）

第二十三条　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一　認定非入所者の前年の所得の額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百四十三万二千円を下回るとき。

二　（略）

（認定）

第十八条　非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年とする。）第二十一条第一項及び第二十三条第一号において同じ。）の所得に基づき算出した課税総所得金額（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額をいう。以下同じ。）

四～八　（略）

２～４　（略）

（非入所者給与金の額の改定）

第二十条　（略）

２　認定非入所者の属する世帯において、認定非入所者が認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別及び認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額（同一の世帯に属する認定非入所者が二人以上である場合にあっては、そのすべての認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額を合算した額を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額とする。第二十一条第一項及び第二十三条第一号において同じ。）に応じて、その年の八月から当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の額を改定する。

（非入所者給与金の支給の制限等）

第二十一条　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が七十五万円を超えるときは、当該金額から七十五万円を減じた額に百分の九十七（当該認定非入所者が、第十五条第二項に規定する加算を受けているときは、百分の百二十四とする。）を乗じて得た額に相当する部分（以下この項において「支給停止相当額」という。）の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が第十五条の規定による非入所者給与金の月額に十二を乗じて得た額以上であるときは、非入所者給与金の全部の支給を停止するものとする。

２　（略）

（新設）

（届出）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額

三・四　（略）

４～６　（略）

（支給停止）

第二十三条　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百四十一万四千円を下回るとき。

二　（略）